

森野六丁目住所整理事業ニュース

～森野六丁目にお住まいの皆様に

住所整理事業に関する情報をお届けします～

発行日： 2025年7月15日

発行： 町田市役所 都市づくり部
土地利用調整課

町田市では住所をわかりやすくし、暮らしやすいまちづくりを進めるため住所整理事業を行っています。森野六丁目においては、2027年度に住居表示を実施する予定です。

今後、このお知らせを通じて、地域の皆さまと共に住所整理事業を実施してまいりますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

なお、このお知らせは森野六丁目にお住まいの方と事業所へ配布させていただいております。

1. 住居表示制度について

森野六丁目では現在、住所は土地の「地番」を用いて表示されています。地番は土地の分筆や合筆によって増えていくため、次第に順序よく並ばなくなり複雑になっていきます。

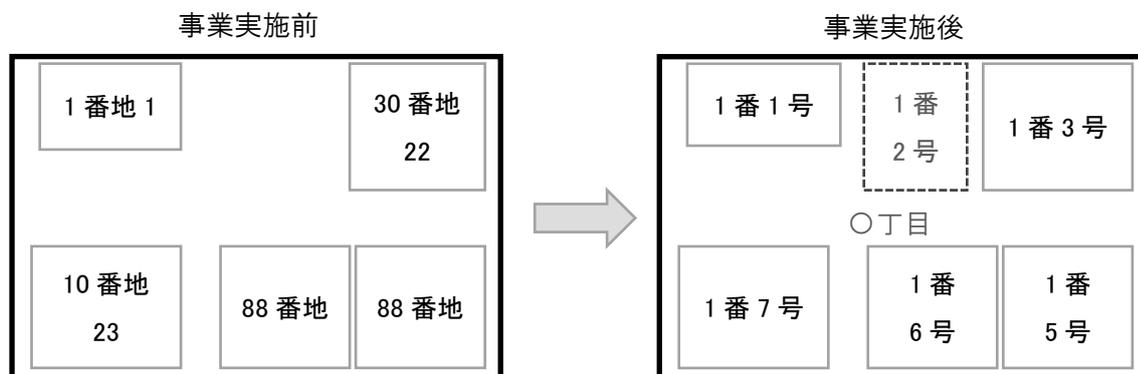
住居表示は、こうした住所のわかりにくさを解消するために、建物ごとに1つの番号を設定し、住所の表示を分かりやすくする制度です。

町田市では、住所のわかりやすさを長年にわたって維持しやすい「住居表示」を基本に住所整理事業を進めています。

◎住居表示を実施すると…

- ・火災や緊急時に通報する際、場所の特定が速やかになります。
- ・郵便局、配送事業者の誤配等が起こりにくくなります。
- ・来街者の方が住所を頼りに目的地に行きやすくなります。

2. 住所整理事業の手法（住居表示）



- ・住所の番号が連続していない
- ・同じ番号の住所がある

- ・近くにある建物は近い番号の住所
- ・将来家が建つことを想定し、番号を確保している

3. 住居表示実施後の住所の表示

住居表示を実施すると、住所の表示が以下のように変更されます。本籍と不動産は土地の地番に基づいて表示することが原則のため、表示の変更はありません。

□ 住所の変更イメージ

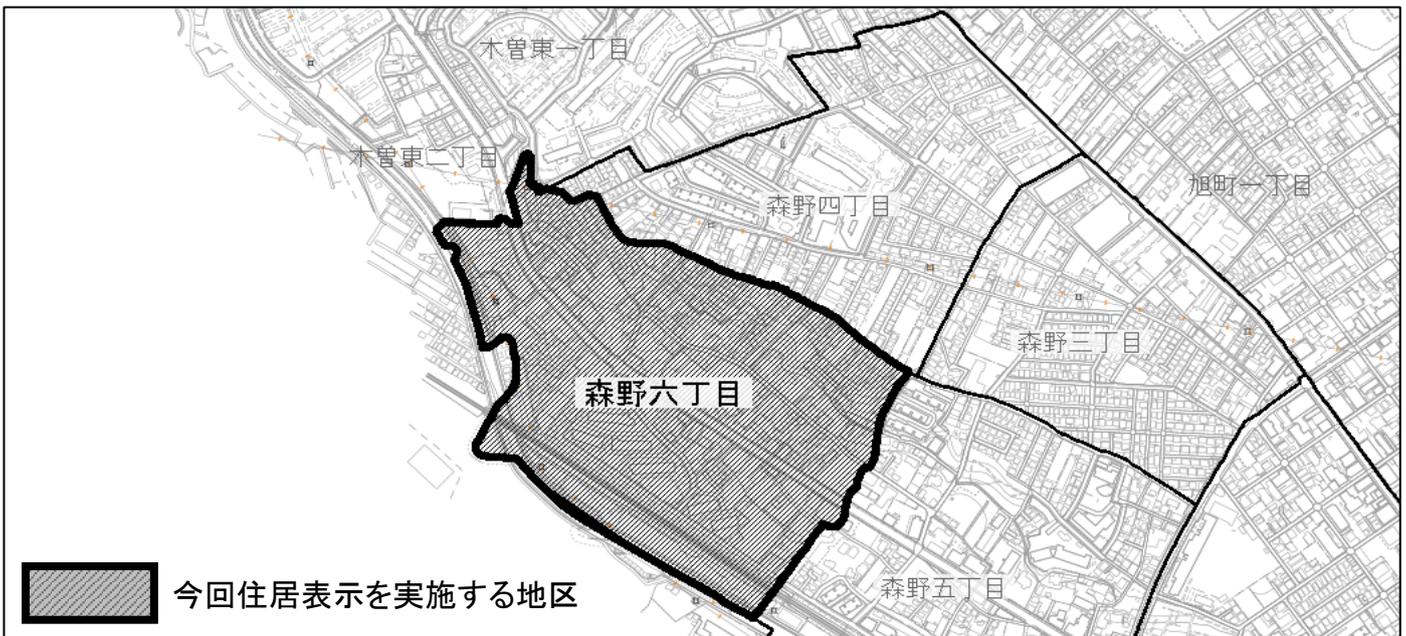
変更前		変更後		
森野六丁目	〇〇〇〇番地〇〇	森野六丁目	〇番	〇号
現在の町名	地番に基づく表示	※町名変更なし	街区符号	住居番号

4. 住居表示実施までの流れ

【スケジュール(予定)】

2026年9月	議案上程(住居表示実施区域及び方法)
2027年4月	街区符号・住居番号について告示
5月	住所変更証明書などの資料配布
7月	住居表示実施

5. 住居表示実施区域図



<住所整理事業担当>

〒194-8520 町田市森野二丁目2番22号 8階805窓口

町田市役所 都市づくり部 土地利用調整課 土地利用係

担当: 林、大和田、山口、渡辺

電話: 042-724-4254(直通) Fax: 050-3161-6271